

副本

平成28年(ワ)第289号, 平成28年(ワ)第902号, 平成29年(ワ)
第447号, 平成29年(ワ)第1281号, 平成30年(ワ)第1291号

原 告 [REDACTED] 外

被 告 四国電力株式会社

平成31年4月26日

準備書面 (13)

広島地方裁判所民事第2部 御中

被告訴訟代理人弁護士 田 代



同弁護士 松 繁



同弁護士 川 本 賢



同弁護士 水 野 絵里奈



同弁護士 福 田 浩



同弁護士 井 家 武 男



本書面は、平成31年1月30日付け原告ら準備書面21（以下「原告ら準備書面21」という。）に必要な範囲で反論するものである。

原告らは、原告ら準備書面21第1から第3及び第5において、原子力発電所には絶対的安全が要求される等主張するが、そのほとんどは従前の主張の繰り返しであり、被告としても、概ね主張ないし反論済みである。一方、原告ら準備書面21第4（18頁以下）では、その主張の論旨は判然としないが、新たな主張として、原子力規制委員会の委員長及び委員の人選が不合理であるなどといった趣旨の主張がされているようであるので、以下では、原子力規制委員会の委員長及び委員の人選等について主張する。

福島第一原子力発電所事故を踏まえて立法された原子力規制委員会設置法（以下「設置法」という。）は、原子力規制委員会を、国家行政組織法3条2項に基づく、いわゆる3条委員会として高度の独立性が保障された組織とする（設置法2条）とともに、原子力規制委員会の委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者の中から、両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命されるものとしている（設置法7条1項）。また、その委員長及び委員の欠格事由として、原子炉を設置する法人等の役員又は従業者であることとしている（設置法7条7項3号、4号）。ただし、過去にそのような地位にあったことは欠格事由とはされていない。

原子力規制委員会の発足にあたって委員長及び委員の人選は、福島第一原子力発電所事故以前に原子力行政に関わっていた者は基本的には原子力を推進する中で各種業務に従事していたという経歴を踏まえた上で、福島第一原子力発電所事故から学んでいない者は原子力行政に関わる資格がないという観点及び各分野における専門性を確保する観点から行われ（乙347），任命に当たっては、原子力事業者等からの寄付等の情報が両議院に提出されている（乙348）。最初の委員長及び委員については、原子力規制委員会の発足時に国会は閉会されていたことから、内閣

総理大臣により任命された後、両議院の承認を得ている（設置法附則2条5項¹、設置法7条6項、乙349、乙350）。また、その後の任期満了に伴う委員長及び委員の任命に当たっては、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命している。原子力規制委員会の委員長及び委員は、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、以上のような民主的な手続きを経て選任されたものであり、人選が不合理であるとの指摘は当たらない。

また、原子力規制委員会には、その事務を処理させるため、事務局として原子力規制庁が置かれ、原子力規制庁長官は、委員長の命を受けて、庁務を掌理する（設置法27条）。原子力規制庁の職員については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、原子力規制庁の幹部職員のみならず、それ以外の職員についても、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないとされる（設置法附則6条2項本文。いわゆる「ノーリターン・ルール」）。ノーリターン・ルールについては、国会の法案審議過程において、どの局が対象になるか原子力規制委員会において明確化することが求められたことなどを踏まえて、運用方針が定められている（乙351、乙352）。原告らは、原告ら準備書面21第4の3（2）ウ（21～22頁）において、ノーリターン・ルールが骨抜きにされているとの指摘があると主張するが、設置法附則6条2項ただし書きによる例外的な異動²は極めて少数に過ぎず（原子力規制庁発足後3年間で286人の異動者うち例外は8人。乙352（35頁）），骨抜きにされているとの指摘は当たらない。原告らは、原子力規制委員会の委員長及び委員の5人で出来ることには限度があり、実務の大半は事務局が行っている旨も指摘するが、上記のとおり、設置法は、原子力規制委員会の事務を処理するために事務局として原

1 設置法附則2条5項は、「この法律の施行後最初に任命される委員長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第七条第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから委員長及び委員を任命することができる。」としている。

2 設置法附則6条2項ただし書きは、設置法施行後5年を経過するまでの間において、職員の意欲、適正等を勘案して特にやむを得ない事由があると認められる場合は、例外的に異動を認めている。

子力規制庁を置いているのであるから、原子力規制庁が実務を処理することは制度上当然に想定されていることであって何ら問題ではない。また、上記のとおり、原子力規制庁長官は委員長の命を受けて庁務を掌理しているし、さらに、原子力規制庁の内部組織及びその所掌事務等についても原子力規制委員会の決定による³のであるから、原子力規制庁に実務を処理させることによって原子力規制委員会による統制が失われるわけでもない。

以上

3 原子力規制庁の内部組織及びその所掌事務等は、原子力規制委員会設置法27条6項等に定める原子力規制委員会規則として原子力規制委員会が定める、原子力規制委員会組織令及び原子力規制委員会組織規則による。